

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件

(平成二十九年三月十四日経済産業省告示第三十五号)

最終改正 令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行に伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第三条第一項及び第二項並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を実施するため、平成二十四年経済産業省告示第百三十九号(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件)の全部を次のように改正する。

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)をいう。
- 二 旧法 改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。
- 三 新法 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

四 整備令 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十九年政令第十一号)をいう。

五 新法第九条第三項の認定 新法第九条第三項に基づく認定(改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項(整備令第四条第二項に

において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により受けたものとみなされた新法第九条第三項の認定を除く。）

六 法第九条第四項の認定の日 認定事業者が最初に法第九条第四項の認定を受けた日をいう。

七 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日 認定事業者が新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた日のうち最も早い日をいう。

八 一般送配電事業者等 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。

九 接続契約 再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約（送電事業者との契約にあつては、平成二十九年三月三十一日までに締結されたものに限る。）をいう。

十 みなし認定事業者 改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者をいう。

十一 供給開始日 特定契約に基づき又は市場取引等により認定発電設備（みなし認定事業者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を含む。）が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日をいう。

十二 運転開始期限日 次に掲げる日をいう。

イ 次に掲げる再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日（みなし認定事業者にあつては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間を経過する日

- (1) 太陽光発電設備（ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 三年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下「環境影響評価」という。）を行っていた場合にあつては、五年）

- (2) 風力発電設備（ホに掲げるものを除く。） 四年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあつては、八年）

- (3) 水力発電設備 七年（当該設備が特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムに設置されるものである場合であつて、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る

計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた期間)

(4) 地熱発電設備 四年(当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、八年)

(5) バイオマス発電設備 四年

ロ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十七年三月三十一日以前に旧法第六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の認定(以下「旧認定」という。)を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発電設備の規模及び条件並びに当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領(第二条第十一項に規定する系統連系工事着工申込みの受領をいう。以下このロ、ハ及びニにおいて同じ。)の日が属する期間の欄に於て、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

	太陽光発電設備の規模及び条件	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間	運転開始期限日
一	出力が二千キロワット未満のもの(第三号に掲げるものを除く。)	平成三十一年三月三十一日以前 平成三十一年四月一日以降	令和二年三月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日
二	出力が二千キロワット以上のもの(次号に掲げるものを除く。)	令和元年九月三十日以前 令和元年十月一日以降	令和二年九月三十日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日
三	当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないもの	令和二年三月三十一日以前 令和二年四月一日以降	令和二年十二月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日

ハ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発

電設備の規模及び当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

太陽光発電設備の規模	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間	運転開始期限日
出力が十キロワット以上のもの	令和二年三月三十一日以前	令和三年三月三十一日
	令和二年四月一日以降	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日

ニ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発電設備の規模及び当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

太陽光発電設備の規模	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間	運転開始期限日
出力が十キロワット以上のもの	令和三年三月三十一日以前	令和四年三月三十一日
	令和三年四月一日以降	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日

ホ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画（以下「公募占用計画」という。）に係る風力発電設備にあつては、選定事業者が、促進法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された促進法第十四条第二項第一号に掲げる占有区域（以下「占有区域」という。）と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、

促進法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

(1) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（海洋再生可能エネルギー発電設備等（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等をいう。）の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期

(2) 促進法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期

十三 太陽光発電設備に係る指定電気事業者 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいう。

十四 洋上風力発電設備 海に設置される風力発電設備であつて、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するものをいう。

十五 浮体式洋上風力発電設備 洋上風力発電設備であつて、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するものをいう。

（太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額）

第二条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容（当該契約に係る太陽光発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該設備の出力が十キロワット以上のものにあつては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下この条において同じ。）を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるもの	四十二円	十年間	

<p>を除外する。)</p>	<p>出力が十キロワット未満のもの(当該設備の設置場三十四円</p>	<p>十年間</p>	
<p>二 所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。)</p>	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>	<p>一・六二円</p>
<p>三 出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>	<p>一・六二円</p>
<p>備考</p> <p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p> <p>ホ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に掲げる設備とみなす。</p> <p>ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。</p>			

- 2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。
- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日
- 三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧法第六条第四項に規定する変更の認定（以下「旧変更認定」という。）（当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）		十年間	
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）		十年間	
三	出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・四〇円
備考	前項の表中の「備考」に同じ。			

- 3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の

調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更（当該変更が十キロワット以上かつ当該設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。以下「大幅な出力変更」という。）に限る。）の認定又は平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備の出力が十キロワット以上のもにあつては、当該設備に係る太陽電池の製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。以下「太陽電池に係る変更」という。）の認定

ロ 当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一 出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十七円	十年間	
二 出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているもの	三十円	十年間	

	に限る。)		
三	出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間 一・二八円
備考 第一項の表中の「備考」に同じ。			

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る旧法第三条第二項に規定する特定供給者（次項において「旧特定供給者」という。）による接続契約の締結（当該契約の申込みの内容を記載した書面が当該契約に係る一般送配電事業者等により平成二十七年三月三十一日までに受領されている場合を除く。次項において同じ。）の日

二 旧変更認定（次に掲げる変更の認定に限る。次項において「旧太陽電池等変更認定」という。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）

(1) 当該設備の出力が十キロワット以上のものにあつては、太陽電池に係る変更の認定

(2) 当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（平成二十七年三月三十一日までに当該変更の認定を申請した場合、出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるもの	三十三円	十年間	

<p>を除く。)</p>	<p>出力が十キロワット未満のもの(当該設備の設置場 所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電 設備等とともに設置され、当該自家発電設備等によ り供給される電気が電気事業者に対する再生可能 エネルギー電気の供給量に影響を与えているもの に限る。)</p>	<p>二十七円</p>	<p>十年間</p>
<p>三 出力が十キロワット以上のもの</p>	<p>二十九円に消費税及び地方消費税の 額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>	<p>一・二五円</p>

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日までの期間を除いたものとする。

ニ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等に掲げる設備とみなす。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト 太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格に二円を加えた額とする。

5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十七年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る旧特定供給者による接続契約の締結の日（当該契約に係る旧特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあつては、当該経過した日）

二 旧太陽電池等変更認定（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約を締結する者が行う変更にあつては、当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	三十三円	十年間	
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三十一円		
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円	十年間	

備考 前項の表中の「備考」に同じ。	三 出力が十キロワット以上のもの	家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十五円	二十年間	一・二五円
		量に影響を与えているものに限る。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		一・〇九円
			平成二十九年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		

6 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。第九項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十八項において「住宅用太陽光発電出力等変更認定」という。）の日
 - イ 当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）
 - ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一 出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十八円	十年間
二 出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十五円	十年間

備考

- イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ハ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
- ニ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもののみならず。
- ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
- ヘ 太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、調達価格の欄に

掲げる価格に二円を加えた額とする。

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(3) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)及び(2)に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(4) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）
- (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）
- (3) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（1）及び（2）に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）
- (4) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・九九円
<p>備考</p> <p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。</p>		

8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつ

て、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十七年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント

未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）及び（ii）に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該

合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認

定

ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・八〇円
備考 前項の表中の「備考」に同じ。		

9 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格

調達期間

二十四円

十年間

備考 第六項の表中の「備考」に同じ。

10 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）

(iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）及び（ii）に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該

合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パ

ーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。)

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）に限る。）の認定

ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更

しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）に限る。）の認定

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六六円

備考 第七項の表中の「備考」に同じ。

11 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで及び第九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十一円	十年間
備考	

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ニ 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもののみならず、第二種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもののみならず。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

12 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であって、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント

未満である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

- (iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i) 及び (ii) に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。)
- (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定
 - (i) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定を除く。)
 - (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i) に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)
 - (3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
 - (4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更 (当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更 (当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。) に限る。) の認定
- ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合 (イ) に掲げる場合を除く。) 又は当該設備が認定事業者 (みなし認定事業者を除く。 以下この項において同じ。) に係るものである場合における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (i) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)
 - (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i) に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力

力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）に限る。）の認定

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税二十年間の額の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二		〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に

備考 第七項の表中の「備考」に同じ。							
	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	令和三年三月三十一日以前	得た額	十二円に消費税及び地方消費税二十年間	〇・六六円	規定する基準に適合する場合は、十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

13 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。	十九円	調達価格	調達期間
			十年間

14 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
 - イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）
 - (2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）
 - ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定を除く。）
 - (2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）
 - ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
 - ニ 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）の認定に限る。）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
-------------------	---------------------	------	------	----------

一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）
二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円
備考	第七項の表中の「備考」に同じ。				

15 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格

調達期間

十七円

十年間

備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。

16 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のもの（法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等（以下「入札対象区分等」という。）に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第十四項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る交付期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る交付期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

- (2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）
- ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
- ニ 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受けた場合を除く。）の認定に限る。）

<p>基準価格</p> <p>十円</p>	<p>調達期間</p> <p>二十年間</p>	<p>解体等積立基準額</p> <p>〇・六六円</p>
<p>備考</p> <p>イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。</p> <p>ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。</p>		

17 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、そ

の出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第十六項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に依じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

二 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）の認定に限る。）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	○・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、一・三三円）
二	出力が五十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く）	令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで 令和五年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額 十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円 ○・六六円
備考	イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。 ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。				

ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

18 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
十六円	十年間
備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。	

19 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のももの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニに掲げる変更の認定に限る。）の日

基準価格	調達期間	解体等積立基準額
九・五円	二十年間	〇・六四円
備考 第十六項の表中の「備考」に同じ。		

20 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもので（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一 出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	九・五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六四円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、一・三三円）
	令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円

<p>二 出力が五十キロワット以上のも （入札対象区分等に該当するものを除く）</p>	<p>令和六年三月三十一日以前</p>	<p>九・五円に消費税及び地方消費税の額二十年間に相当する額を加えて得た額</p>	<p>〇・六四円</p>
---	---------------------	---	--------------

備考 第十七項の表中の「備考」に同じ。

21 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであって、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第二十四項において同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一 系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（ロからニまでについては、必要な場合に限る。）を全て満たしていること。
イ 当該設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有していること。

ロ 当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法（昭和二十七年法律第二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第八号若しくは同法第五条第一項第七号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

ハ 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了

していること。

二 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の開発行為の許可を受けていること。

二 次に掲げる当該設備の規模及び条件に応じて、それぞれ次に掲げる日

イ 出力が二千ワット未満のもの（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものを除く。ロにおいて同じ。） 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

ロ 出力が二千ワット以上のもの 令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

22 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、二千ワット未満のもの」とあるのは「二千ワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千ワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

23 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第二十一項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百ワット未満のもの」とあるのは「五百ワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が五百ワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

24 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、

第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第二十一項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

25 第二十一項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

26 系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が供給開始日までの間に当該再度の提出を行わなかったとき、又は系統連系工事着工申込書の再度の提出を行うべきであったことが供給開始日以降に判明したときは、当該供給開始日を当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日とみなして、前項の規定を適用する。

27 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者（以下「落札者」という。）の決定の日が平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の 回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定によ	二十年間	〇・八一円

第三回	<p>り指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	○・六三円	
第四回		○・五四円	
第五回		○・五二円	
第六回		○・六六円	
第七回		○・六六円	
第八回		○・六六円	
第九回		○・六六円	
第十回		○・六六円	
第十一回		○・六六円	
第十二回		○・六六円	
第十三回		○・六六円	
第十四回		○・六六円	
第十五回		○・六六円	
備考			
イ		交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	
ロ	当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。		
ハ	法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。		
ニ	複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合		

に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ホ 第二回入札は、落札者として決定された者がなく、調達価格等及び解体等積立基準額がない。

28 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であ

つて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

イ 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（イに掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

イ 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（イに掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

三 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

四 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は

令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受けた場合であつて当該設備で発電された電気を市場取引等によつて供給する場合を除く。()の認定に限る。)

<p>基準価格又は調達価格</p>	<p>交付期間又は調達期間</p>	<p>解体等積立基準額</p>
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該太陽光発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>二十年間</p>	<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において適用された法第五条第十項及び第二十四項の規定により経済産業大臣が定めた供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発電設備に適用されている調達価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額</p>
<p>備考 前項の表中の「備考」に同じ。</p>		

29 法第二条の七第一項の規定に基づき一時調達契約を締結した太陽光発電設備に係る一時契約期間において適用される解体等積立基準額は、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

(風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)

第三条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容(当該契約に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むもの)に限る。以下同じ。)を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

- イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
 - ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
 - ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
 - ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
- 2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
-------------------	------	------

一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	洋上風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考 前項の表中の「備考」に同じ。			

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

調達価格

五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

二十年間

調達期間

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に依りて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表第一号若しくは第三号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定に限る。）の日

備考	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
	一 出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
	二 洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
	三 特定風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に

属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に依じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	風力発電設備（次の各号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定風力発電設備	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
備考				
イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。				
ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。				
ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。				

ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

6 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる場合又は次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百五十キロワット未満のもの（次号から第四号までに掲げるものを除く）	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

四 特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
---------------	-------------------------------	------

備考 第五項の表中の「備考」に同じ。

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日の属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 法第九条第四項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
 - イ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）
 - (2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定
 - ロ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一 風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	

用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

8 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
備考	
イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。	
ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。	
ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。	
ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。	

9 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更し

なければならぬ場合を除く。）

二 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

三 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

基準価格又は調達価格

交付期間又は調達期間

法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該風力発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）

二十年間

備考 前項の表中の「備考」に同じ。

10 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定に関わらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
促進法第十七条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
備考 第八項の表中の「備考」に同じ。	

（水力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第四条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に

係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を

除く。)の認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	<p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。</p>		

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定(当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。)の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
-------------------	------	------

一	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの の	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考 前項の表中の「備考」に同じ。			

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日
- 二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない

場合を除く。)の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更(当該設備の出力のみの変更によるものを除く。)の認定に限る。)の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は出力を減少させる場合を除く。)の認定に限る。)の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	三十四円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
二	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十五円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十九円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
四	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二十一円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
五	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二十七円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
六	特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間

七	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
八	特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日まで 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
備考	<p>イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。</p>			

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

(地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)

第五条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定(平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更(当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が一万五千ワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
二	出力が一万五千ワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運

転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

二 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更(当該設備の出力のみの変更によるものを除く。)の認定に限る。)の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(出力を減少させる変更を除く。)の認定に限る。)の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日		再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	出力が一万五千ワット未満のもの(次号及び第四十号に掲げるものを除く。)	三号に掲げるものを除く。	を加えて得た額	十五年間
二	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	を加えて得た額	を加えて得た額	十五年間
三	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	を加えて得た額	を加えて得た額	十五年間
四	出力が一万五千ワット以上のもの(次号及び第二十六号に掲げるものを除く。)	を加えて得た額	を加えて得た額	十五年間

	六号に掲げるものを除く。）	額を加えて得た額)	
五	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの	額を加えて得た額)	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上のもの	額を加えて得た額)	十五年間
備考	<p>イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。</p> <p>ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。</p> <p>(バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)</p>		

第六条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電

設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定(平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間)において行われた当該設備の大幅な出力の変更(当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備(前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(第一号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。 ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。		

ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であつて、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。）の日に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であつて、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であつて、その出力が二千ワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備で	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

	あつて、その出力が二千ワット以上のもの		
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(第一号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	前項の表中の「備考」に同じ。		

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於て、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(大幅な出力変更に限る。)の認定又は次の表第二号若しくは第三号に掲げる設備の出力の変更(大幅な出力変更を除く。)であつて、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生す	平成二十九年四月一日から平成三	四十円に消費税及び地方消費税の	二十年間

	<p>る未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの</p>	<p>十年三月三十一日まで</p>	<p>額に相当する額を加えて得た額</p>	
三	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>	<p>三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
四	<p>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び第六号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二万キロワット未満のもの</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
五	<p>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備であって、その出力が二万キロワット以上のもの</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>	<p>二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
六	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>	<p>十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>
七	<p>一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス</p>	<p>平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで</p>	<p>十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	<p>二十年間</p>

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等(第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合にあつては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。)は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定(次に掲げる変更の認定に限る。)の日

イ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更(出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)の認定

ロ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更(出力を増加させる変更であつて、当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合若しくは当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は出力を減少させる変更を除く。)の認定

ハ 当該設備に係る次の表各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更(当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるもの限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。)の認定

ニ 当該設備に係るバイオマス比率の変更(次に掲げる変更を除く。)

(1) バイオマス比率(複数の種類のバイオマスをを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。(2)において同じ。)

を減少させる変更であつて当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

(2) バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率(3)において「調達上限比率」という。)を乗じて得た量(4)において「調達上限量」という。)を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

(3) 調達上限比率の変更(調達上限比率を増加させる変更を除く。)

(4) 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量(併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量)に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量(調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。)が二十パーセント未満である場合(バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。)

(5) 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。)である場合におけるバイオマス比率に係る変更

<p>ホ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の区分等</p>	<p>価格決定日が属する期間</p>	<p>基準価格又は調達価格</p>	<p>一 バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備</p>	<p>平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで</p>	<p>三十九円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>交付期間又は調達期間</p>
<p>二 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生す</p>	<p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>三十五円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>二十年間</p>	<p>平成三十年四月一日から令和</p>	<p>四十円(調達価格は、消費税及び</p>	<p></p>	<p></p>

	<p>る未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの</p>	<p>六年三月三十一日まで</p>	<p>地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
三	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>三十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	<p>二十年間</p>
四	<p>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り、液体であるものを除く。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び次号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が一万キロワット未満のもの</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>二十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	<p>二十年間</p>
五	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>十三円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	<p>二十年間</p>
六	<p>一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備</p>	<p>平成三十年四月一日から令和</p>	<p>十七円（調達価格は、消費税及び</p>	<p>二十年間</p>

<p>又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び六年三月三十一日まで第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）</p>		<p>地方消費税の額に相当する額を加えて得た額</p>	
---	--	-----------------------------	--

備考

- イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
- ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ホ 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

5 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における当該バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、第一項から

第四項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

交付期間又は調達期間

法第七条第八項の規定により経済産業大臣(新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、二十年間)指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)

備考

イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ 法第九条第四項の規定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

6 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であって、入札対象区分等に該当するもの(木質バイオマスを用いる場合にあっては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成二十四年六月十八日)」に準拠して分割管理が行われたことが確認されたものに限る。)に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更(出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。)の認定

- 二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定
- 三 当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。）を減少させる変更であつて当該バイオマス比率の四十パーセント未満における変更

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合における変更

ハ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）における変更

ホ 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）である場合におけるバイオマス比率に係る変更

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、当該バイオマス発電設備の基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
備考 第五項の表中の「備考」に同じ。	

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特例太陽光発電設備に係る調達価格等)

第二条 旧法附則第六条第一項の規定により旧認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備(改正法附則第四条第一項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものに限る。以下「特例太陽光発電設備」という。)であつて、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)第一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)に申し込んだものに係る旧法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四条第一項の特例太陽光価格及び旧法第三条の規定(調達期間に係る部分に限る。)の例に準じて経済産業大臣が定める期間(以下「特例太陽光調達期間」という。)は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じ、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 その出力が五百キロワット未満であつて、次のいずれにも該当すること。
 - イ 発電に係る事業の用に供するものでないこと。
 - ロ 電気を使用しない、電気の使用量が著しく少ない又は限られた時期においてのみ昼間の電気を使用する場所に設置されるものでないこと。
- ハ 施行規則第五条第二項第五号イ及びロに掲げる構造であること。

二 当該設備を用いて太陽光を交換して得られる電気を、旧一般電気事業者が特例太陽光調達期間を超えない範囲内の期間にわたり特例太陽光価格により調達を行っているもの又は平成二十四年六月三十日までに当該調達を旧一般電気事業者に申し込んだものであること。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備(太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満であり、かつ、低圧で受電している施設等に設置されているものをいう。以下同じ。)(次号に掲げるものを除く。)	四十八円	十年間

二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所三十九円に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）		十年間
三	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
四	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考

イ 特例太陽光価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の調達が開始された日を起算日とする。

ハ 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 特例太陽光発電設備であって、平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者申し込んだものに係る特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所三十四円		十年間

	<p>に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>		
三	<p>住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等（新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受けて設置されたもの又は平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までの間に新たに設置されたことが確認されないものをいう。以下同じ。）ではないもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	四十円	十年間
四	<p>住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等ではないもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	三十二円	十年間
五	<p>住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	二十四円	十年間
六	<p>住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	二十円	十年間
<p>備考 前項の表中の「備考」に同じ。</p> <p>（補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格）</p>			

第三条 補助金（地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金に限る。以下この項及び次項において同じ。）の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備（特例太陽光発電設備を除く。以下同じ。）に係る調達価格は、本則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達価格から次の算式により算定した額を減じた額とする。

$$B \div (A \times Y)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

B 補助金の交付額

Y 当該設備に係る調達期間

2 補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備について、当該補助金に係る交付要綱等に基づき当該補助金を返還した場合には、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

3 経済産業大臣は、前項の申出があった場合は、当該申出に係る再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を第一項の規定に基づき算定した額とし、当該調達価格を当該申出を行った者に通知するものとする。

（法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間）

第四条 法の施行の日（平成二十四年七月一日）前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間は、本則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達期間から、発電開始日（試運転を終えた後に再生可能エネルギー電気の発電を開始した日をいう。）から同法の施行の日（平成二十四年七月一日）までの期間に相当する期間を除いた期間とする。（新エネルギー等認定設備であったものに係る調達期間）

第五条 新法第九条第三項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものに係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、当該発電を行っていた期間（試運転を行っていた期間を除く。）に相当する期間を除いた期間とする。

（平成二十七年四月一日以前の旧認定に係る未利用の木質バイオマス発電に係る調達価格等）

第六条 平成二十七年四月一日以前に旧認定(旧変更認定を受けた場合)にあつては、当該旧変更認定を受けた再生可能エネルギー発電設備であつて、第六条第二項の表第二号又は第三号に掲げる設備に係る調達価格は、同条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同条第二項の表第二号又は第三号の調達価格の欄に掲げる価格とする。

2 前項に掲げる設備に係る調達期間は、第六条第一項の規定にかかわらず、同条第二項の表第二号又は第三号の調達期間の欄に掲げる期間から、供給開始日から平成二十七年四月一日までの間に相当する期間を除いた期間とする。

(旧接続請求者に係る調達価格等)

第七条 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項(整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求(以下「旧接続請求」という。)を行う場合であつて、当該接続に係る契約の締結の日(当該旧接続請求を行う改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合)にあつては、当該経過した日。以下この項及び次項において同じ。)が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第六項の規定を適用する。

2 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の締結の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第七項の規定を適用する。この場合において、当該契約に係る設備が法第四条第一項の規定により経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当するときは、当該設備は太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二十キロワット未満のもののみならず。

3 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以

降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第四項の規定を適用する。

5 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第四条第三項の規定を適用する。

6 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第五条第二項の規定を適用する。

7 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第六条第三項の規定を適用する。

附 則 (平成二十九年八月三十一日経済産業省告示第二百四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年十一月二十八日経済産業省告示第二百六十五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(風力発電設備に係る調達価格等に関する経過措置)

第二条 第一号に掲げる風力発電設備に係る第二号に掲げる日が平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日までの間に属する場合(次条に掲げる場合を除く。)における当該設備に係る調達価格等についてのこの告示による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、第三条第五項中「二十円」とあるのは「五十五円」とする。

一 次のいずれにも該当する風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のもの

イ 当該設備に係る第一条第二項第五号に規定する接続契約の申込みの内容を記載した書面を、当該契約に係る一般送配電事業者等（同項第四号に規定する一般送配電事業者等をいう。次号において同じ。）が平成三十年二月二十八日までに受領したものであること。

ロ 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、平成三十年二月二十八日までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第四条の二第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類並びに同条第四項の規定により経済産業大臣が提出を求める書類を全て添付したものに限り。）がされたものであること。

ハ 当該設備に係る施行規則第四条の二第二項第五号に掲げる書類（以下「接続同意書」という。）が平成三十年七月三十一日までに経済産業大臣に提出されたものであること。

二 次に掲げる日のうちいずれか遅い日

イ 法第九条第三項の認定の日

ロ 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

（認定及び変更の認定に関する経過措置）

第三条 法第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請が平成三十年一月十二日（当該申請が、バイオマス発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第二条第一項各号に掲げるバイオマスを発電に利用するものに限る。）に係る法第九条第三項の認定又は当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定（施行規則第九条第一項第十一号及び第十二号に掲げる変更の認定に限り、当該設備において利用するバイオマス燃料（当該バイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあつては、その

原料)の種類を減少させる変更に係るものを除く。)に係るものである場合にあつては、平成二十九年十二月十二日)までに行われ、当該申請に係る接続同意書が平成三十年二月十六日までに経済産業大臣に提出された場合であつて、当該申請に係る法第九条第三項の認定の日又は法第十条第一項の変更の認定の日が平成三十年四月一日以降である場合は、当該認定の日が平成三十年三月三十一日であるものとみなし、この告示による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該認定が太陽光発電設備に係るものである場合における当該設備の運転開始期限日に係る規定の適用については、この限りでない。

第四条 法第十条第一項の変更の認定の日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における第四条第三項及び第

五条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 この告示の施行前にされた風力発電設備であつてその出力が二十キロワット以上のものに係る法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(出力を増加させる変更であつて、当該増加が十キロワット未満又は当該設備の出力の二十パーセント未満である場合に限る。))の認定に限る。以下同じ。)の申請(次条第一項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。)に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2 この告示の施行前にされた水力発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請(次条第二項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。)に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3 この告示の施行前にされた地熱発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請(次条第三項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。)に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 この告示の施行前にされたバイオマス発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請(次条第四項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。)に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

第六条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号。以下この条に

において「改正法」という。) 附則第六条第一項の規定により、風力発電設備であつてその出力が二十キロワット以上のものに係る改正法による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求(以下「旧接続請求」という。)を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の申請(当該申請に係る接続同意書が同時に経済産業大臣に提出されたものに限る。以下この条において同じ。)に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2 改正法附則第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3 改正法附則第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 改正法附則第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三十年十二月十日経済産業省告示第二百三十八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日経済産業省告示第七十三号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(太陽光発電設備に係る調達価格等に関する特例)

第二条 みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が二千キロワット以上のものうち、平成二十七年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものであつて、平成三十年十二月四日以前に当該設備に係る工事に真

に着手していたものとして次のいずれかに該当することについて経済産業大臣の確認を受けたもの（平成三十一年三月二十九日までに当該確認を申請したものに限り、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の規定による当該設備に係る調達期間の起算日前における太陽電池に係る変更の認定を申請したものを除く。）については、第二条第一項の表備考ハ、同条第四項の表備考ハ及び同条第七項の表備考ハ並びに同条第十三項から第十六項までの規定は、適用しない。

一 平成三十年十二月四日までに当該設備の設置の工事の計画（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項に規定する工事の計画をいい、不備がないものに限る。以下同じ。）を届け出たこと。

二 平成三十年十二月四日までに開発行為の許可（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項に規定する開発行為の許可をいう。以下同じ。）を受け、条例に基づき当該開発行為に着手する旨を届け出て当該開発行為を開始し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したこと。

三 前号の開発行為の許可を必要としない場合にあつては、平成三十年十二月四日までに条例に基づく小規模林地開発行為の着手に係る手続（条例により求められる場合に限る。）を完了し、平成三十年十一月二日までに伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第十条の八第一項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書をいい、不備がないものに限る。以下同じ。）を提出して平成三十年十二月四日までに当該届出書に係る立木の伐採を開始し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したこと。

四 第二号の開発行為の許可並びに前号の条例に基づく小規模林地開発行為の着手に係る手続並びに伐採及び伐採後の造林の届出書の提出のいずれも必要としない場合にあつては、平成三十年十二月四日までに当該設備に係る工事に真に着手していたことを法令（条例を含む。）に基づく手続により証明し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したこと。

（石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に係る調達価格等に関する経過措置）

第三条 この告示の施行前（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十六号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第三十号に掲げる設備（以下「旧一般廃棄物発電設備等」という。）にあつては、令和三年三月三十一日以前）に法第九条第三項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃

料を混焼させるバイオマス発電設備である場合（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）においてコークスを混焼させる場合を除く。）における当該設備の調達価格等については、この告示による改正前の第六条第四項の規定は、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる法第十条第一項の変更の認定（当該設備が旧一般廃棄物発電設備等である場合にあつては、令和三年四月一日以降に受けるものに限る。）を受けるとの間は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

一 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定

二 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三 当該設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるもの限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。）の認定

四 当該設備のバイオマス比率に係る変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロにおいて同じ。）を減少させる変更であつて当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合

ハ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力に増加がない場合に限る。）

ホ 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）である場合におけるバイオマス比率に係る変更

五 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

2 この告示の施行前（旧一般廃棄物発電設備等にあつては、令和三年三月三十一日以前）に法第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）においてコークスを混焼させる場合を除く。）において、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後（旧一般廃棄物発電設備等に係る再生可能エネルギー発電事業計画にあつては、令和三年四月一日以後）に前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備について調達価格等は適用しない。

附 則 （令和元年八月二日経済産業省告示第七十六号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（以下「価格告示」という。）第二条第一項表中備考ハ、第四項表中備考ハ、第七項表中備考ハ及び第十二項の改正規定については、令和二年四月一日から施行する。

（太陽光発電設備の運転開始期限に関する特例）

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第三項の認定の日が平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、当該認定を受けた日以降に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当することとなった場合における運転開始期限日は、この告示による改正後の価格告示第一条第二項第八号イ(1)の規定にかかわらず、法第九条第三項の認定を受けた日から起算して五年を経過する日とする。

附 則 （令和二年三月三十一日経済産業省告示第六十二号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年十二月一日経済産業省告示第二百五十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十二項の改正規定については、令和二年十二月二十五日から、同条第一項中備考ハ、同条第四項表中備考ハ、同条第七項表中備考ハ、同条第十項及び第十三項の改正規定については、令和三年四月一日から施行する。

（太陽光発電設備以外の運転開始期限日に関する経過措置）

第二条 みなし認定事業者及び認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下、この条において同じ。）に係る風力発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(2)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(2)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

2 みなし認定事業者及び認定事業者に係る水力発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(3)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(3)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

3 みなし認定事業者及び認定事業者に係る地熱発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(4)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(4)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

4 みなし認定事業者及び認定事業者に係るバイオマス発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(5)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(5)

において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

附 則 (令和二年十二月二十五日経済産業省告示第二百六十八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日経済産業省告示第六十三号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(認定及び変更の認定に関する経過措置)

第二条 太陽光発電設備又は風力発電設備に係る法第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定(第二条第十二項第二号又は第三条第五項第二号に掲げる変更の認定に限る。)の申請が令和二年十二月十八日(出力が十キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、令和三年一月八日)までに行われた場合であつて、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)を行わなければならないものについては、同法第七条に規定する方法により同法第五条第一項に規定する方法書(条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものについては、当該方法書に相当する資料)の公告及び縦覧を行っていることを証する書類が令和三年二月五日までに経済産業大臣に提出され、かつ、当該申請に係る法第九条第三項の認定の日又は法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日以降である場合は、当該認定の日が令和三年三月三十一日であるものとみなし、この告示による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該設備の運転開始期限日に係る規定の適用については、この限りでない。

附 則 (令和三年四月二十日経済産業省告示第九十九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三十日経済産業省告示第三百三十三号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第十三項の表及び同条第二十一項の表備考欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十八日経済産業省告示第六十二号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 促進法第八条第一項の規定により指定した長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の海域において整備する海洋再生可能エネルギー発電設備（促進法第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、第一条第二項第八号ただし書の規定は、適用しない。

附 則 （令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十六号）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前の場合であつて、令和四年四月一日以降に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（次項において「法」という。）第九条第四項の認定を受けた場合であつて、市場取引等により電気を供給する場合にあつては、当該設備に従前適用されていた調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を基準価格とし、当該設備に従前適用されていた調達期間の残余の期間を交付期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。

3 新法第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前であり、令和四年四月一日以降に、法第九条第四項の認定を受けた場合（市場取引等により電気を供給する場合に限る。）であつて、同日以降に法第九条第四項の認定を受けた場合（特定契約により電気を供給する場合に限る。）にあつては、当該設備に従前適用されていた基準価格に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額を調達価格とし、当該設備に従前適用されていた交付期間の残余の期間を調達期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。